

令和 6 年度
前 期 監 査 報 告 書

令和6年9月27日

豊田市監査委員

豊監発第483号

令和6年9月27日

豊田市議会議長 羽根田 利明様

豊田市長 太田稔彦様

豊田市監査委員

松永浩行

向山和秀

太田博康

板垣清志

令和6年度前期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を提出します。

目 次

第 1 部局監査	1
第 2 財政援助団体監査	9
第 3 総括意見	11
別記 1 部局監査資料目録	13
別記 2 財政援助団体監査資料目録	13

本報告書の監査の結果における【指摘】及び【意見】の内容は、次のとおりである。

【指摘】 法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を要する事項

【意見】 法令等に違反するものではないが、経済性、効率性、有効性等の観点から改善を求める事項

第1 部局監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務（以下「財務事務」という。）の執行について、次のとおり監査を実施した。

1 監査の対象

部　　局		監査対象期間
生涯活躍部	市民活躍支援課 文化振興課 スポーツ振興課 ラリーまちづくり推進課 国際まちづくり推進課	
美術・博物部	文化財課 美術館 博物館	
保健部	健康政策課 健康づくり応援課 保健衛生課 感染症予防課 保健支援課	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
建設部	建設企画課 幹線道路推進課 土木管理課 道路維持課 道路予防保全課 街路課 土木課 地域建設課 河川課	
消防本部	総務課 警防救急課 予防課 指令課 (中) 管理課 (南) 管理課	

2 監査の実施期間

令和6年5月7日から9月10日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類（別記1）の提出を求め、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点で確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聞き取りを行った。

なお、財務事務における重要性を考慮するとともに、監査の継続性を確保するため、以下の監査項目を設定し、最近の監査において是正を要すると認められた事項などから、特にリスクが高い事項として「委託業務」を重点監査項目に定め、重点的に確認した。

（1）財務に関する事務の監査項目

- ① 収入事務
- ② 補助金等交付事務
- ③ 委託業務
- ④ 公有財産の管理
- ⑤ 物品の管理
- ⑥ 公金外現金の取扱い

(2) 経営に係る事業の監査項目

- ① 事業管理
- ② 経営管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

さらに、各部局における主要な事業の進捗についても、重点目標も含め、聴き取りを行った。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても、参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
1	【重点】委託業務	【指摘】 豊田市契約規則第55条において、監督又は検査は、監督員又は検査員が行うこととされ、両名を任命する必要があるが、いずれも任命されていなかった。	保健衛生課	犬の処分等業務委託
2		【指摘】 複数単価契約における入札（見積）金額は単価を記載させる必要があるが、総額で記載した見積書が受理されていた。		犬のしつけ方教室開催業務委託 ほか1件
3		【指摘】 委託契約事務の手引において、見積書は開封日まで開封しないこととされているが、開封日より前に開封されていた。	感染症予防課	HIV等検査・相談業務委託
4			地域建設課	市道下山神殿立岩線ほか道路維持作業業務委託 ほか2件

No.	監査項目	監査結果	所管課	事業名等
5	【重点】 委託業務	【指摘】 委託契約事務の手引において、見積書記載内容に、金額等の重要な誤りがある場合は再提出を依頼することとされている。税抜きで記載すべき見積書金額が税込み金額になっていたが、必要な手續が取られていなかった。	河川課	野見2号排水 樋管清掃及び 点検操作委託
6		【指摘】 委託契約書において、豊田市業務委託契約約款が令和5年4月1日から改正となつたにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。	感染症予防課	H E R – S Y S 情報管理システム運用支援業務委託
7			スポーツ振興課	学校開放事業 業務委託（童子山小学校） ほか8件
8		【指摘】 委託契約事務の手引において、契約書には契約約款を添付することとされているが、添付されていなかった。		しもやまスポーツクラブクラブハウス機械警備業務委託
9		【指摘】 委託契約事務の手引において、契約書に添付される積算書には金額を記載しないこととされているが、記載されていた。		学校開放事業 業務委託（童子山小学校） ほか2件
10		【指摘】 委託契約書において、異なる委託名が記載された豊田市個人情報の取扱いに関する特記が添付されていた。	感染症予防課	新型コロナウイルス感染症患者等移送業務委託

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
11	【重点】 委託業務	【指摘】 豊田市契約規則第41条第3項及び第4項において、受託者は、業務の全部又は指定した主たる部分を第三者に請け負わせてはならないとされている。そのため、委託契約事務の手引において、再委託を認める場合は、委託業務仕様書に、再委託ができない「主たる部分」を記載し、再委託を認めない場合は、再委託を認めない旨を記載することとされているが、記載されていなかった。	文化振興課	屋外モニュメント詳細点検等業務委託
12			美術館	童子苑東側園路侵入防止柵設置委託ほか2件
13			河川課	3D都市モデル整備委託ほか1件
14			警防救急課	野生動物の死骸収集運搬委託
15			予防課	シャッターラッピング制作及び施工業務委託
16		【意見】 委託業務仕様書において、受託者は月末に作業内容の報告をすることとされているが、作業内容が記載されていない月次報告書が受理されていた。 委託内容が適切に履行されているか厳正に確認されたい。	文化財課	近代の産業とくらし発見館ホームページ保守管理委託
17		【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第7条第2項において、受託者は個人情報等の提供を受けた場合は直ちに個人情報・重要情報預り証を提出することとされているが、一部の個人情報の提供に当たり、個人情報・重要情報預り証が提出されていなかった。	文化振興課	豊田市民美術展データ入力及び受付等業務委託

No.	監査項目	監査結果	所管課	事業名等
18	【重点】 委託業務	<p>【意見】</p> <p>委託業務仕様書において、受託者の資格条件として、個人情報を扱うため、ISM S（ISO 27001：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証取得又はプライバシーマークの認定を必要としているが、資格条件の確認を行った証跡が見受けられなかった。</p> <p>委託業務仕様書に定められた受託者の資格条件の確認は、確実に行われたい。</p>	健康政策課	がん検診（無料クーポン券）受診勧奨はがき作成委託
19		<p>【指摘】</p> <p>豊田市情報セキュリティに関する特記第3条第1項において、作業責任者及び作業従事者を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。</p>	保健衛生課	豊田市動物愛護センター消防設備等保守点検委託
20		<p>【指摘】</p> <p>個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第3条第4項において、作業従事者を変更する場合は書面にて報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。</p>	スポーツ振興課	猿投公園の管理運営等に関する指定管理業務
21		<p>【指摘】</p> <p>豊田市情報セキュリティ基本要綱第50条の規定に基づき定められた外部委託等におけるセキュリティ管理基準において、当該基準の対象となる業務を外部委託する場合は、契約書に情報セキュリティに関する特記を添付することとされているが、添付されていなかった。</p>	文化財課	郷土資料館ホームページ管理委託ほか1件
22		<p>【指摘】</p> <p>受託者から提出された委託業務再委託承認申請書について、豊田市契約規則第41条第6項に規定される承認・不承認の手続が行われていなかった。</p>	予防課	図面専用PDFソフトウェア保守委託

No.	監査項目	監査結果	所管課	事業名等
23	【重点】 委託業務	【指摘】 委託業務仕様書において、受託者は除去作業により発生したゴミ類を集積した状況が分かる写真を提出することとされているが、当該記録写真が提出されていなかった。	河川課	雨水貯留施設維持管理作業委託
24		【指摘】 健康保険法等の一部改正により、被保険者証に記載の保険者番号及び被保険者等記号・番号については、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止された。これにより、提出書類に添付される被保険者証の写しには保険者番号等にマスキングを施すことが必要となつたが、行われていなかった。		安永川浄化用水導水機場ほか点検委託
25	収入事務	【指摘】 地方自治法第231条の3第1項及び豊田市行政財産目的外使用料条例第6条第1項において、地方公共団体の歳入を納期限までに納入しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされているが、納期限後に督促がされておらず、未納となっているものがあった。	スポーツ振興課	行政財産目的外使用料
26		【指摘】 豊田市予算決算会計規則第43条第1項及び第2項において、収入未済額があるときは、その金額を翌年度の歳入に繰り越さなければならず、過年度の収入未済額については4月1日に繰り越すとされている。令和5年5月に納付された令和3年度の占用料について、令和5年度の歳入とすべきところ、令和4年度の歳入とされていた。	土木管理課	道路等一般占用料
27		【指摘】 原符（領収書の控え）の取扱いにおいて、書き損じた場合は領収書を切り離さず保管すべきところ、保管されていないものがあった。	市民活躍支援課	原符
28			予防課	

No.	監査項目	監査結果	所管課	事業名等
29	収入事務	<p>【意見】</p> <p>原符（領収書の控え）の取扱いにおいて、書き損じたのかが不明瞭なものがあった。</p> <p>原符は金銭授受の証明となる書類であり、適切に管理されたい。</p>	市民活躍支援課	原符 美術館
30			美術館	
31	補助金等交付事務	<p>【指摘】</p> <p>豊田市補助金等交付規則第8条第2項において、計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、交付決定を変更することができるとされている。計画変更承認申請書に添付されている根拠資料において、数字の不整合が見受けられたが、そのまま変更交付決定がされていた。</p>	文化振興課	豊田市協会公社等運営費補助金
32	物品の管理	<p>【指摘】</p> <p>賃貸借契約書において、豊田市物品賃貸借契約款が令和5年4月1日から改正となつたにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。</p>	感染症予防課	新型コロナウイルスワクチン接種事務用通訳タブレット借入
33		<p>【指摘】</p> <p>個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第3条第1項において、作業責任者及び作業従事者を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。</p>	スポーツ振興課	防犯カメラネットワークシステム賃貸借
34		<p>【指摘】</p> <p>豊田市物品管理規則第22条及び第23条において、使用の必要がなくなった物品は不用の決定をした上で処分することができると定められている。また同規則第26条において、物品の受払いの都度、物品出納簿に記帳することが定められているが、廃棄済みの物品が処分に関する記帳がされないまま物品出納簿に記載されていた。</p>		備品の管理

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
35	物品の管理	【指摘】 切手の管理において、使用者名が未記入であるにもかかわらず、確認者が確認者欄に押印し、使用されているものがあった。	博物館	切手等受払い 管理簿
36		【指摘】 切手の管理において、使用目的が未記入であるにもかかわらず、確認者が確認者欄に押印し、使用されているものがあった。	市民活躍 支援課	
37		【指摘】 切手の管理において、確認者は前月からの繰越枚数を確認した際は、確認者欄に押印すべきところ、押印されていないものがあった。		
38		【指摘】 切手の管理において、確認者は前月からの繰越枚数を確認した際は、確認者欄に押印すべきところ、押印されていないものがあった。		
39		【指摘】 切手の管理において、確認者は前月からの繰越枚数を確認した際は、確認者欄に押印すべきところ、押印されていないものがあった。	美術館	

第2 財政援助団体監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、次のとおり監査を実施した。

なお、本監査は、当該財政的援助を行っている部局の部局監査に併せて行った。

1 監査の対象

財政援助団体	財政的援助	所管部局	監査対象期間
豊田市消防団	豊田市消防団交付金	消防本部 総務課	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2 監査の実施期間

令和6年5月28日から9月10日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、対象団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、関係書類（別記2）の提出を求め、以下の①から⑤までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 財政的援助の内容
- ② 補助金等手続
- ③ 経理処理
- ④ 内部統制
- ⑤ 現金等の管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても、参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果
1	経理処理	<p>【指摘】</p> <p>豊田市補助金等交付規則第12条において、補助事業者等は帳簿を備え、その収入及び支出額の内容を証する書類を整備保管して補助金等の使途を明らかにしておかなければならぬとされている。しかし、訓練等参加費の支出を証する書類が整備されていないものがあった。</p>
2		<p>【指摘】</p> <p>交付金は当該年度中の活動費用に対して支出されるべきものであるが、前年度に発注・納品した消耗品費に充てているものがあった。</p>
3	その他	<p>【指摘】</p> <p>豊田市消防団規則第22条において、給貸与品台帳を備えることとされているが、備えていなかった。</p>

第3 総括意見

令和6年度前期に実施した監査の結果を踏まえ、総括して意見を述べる。

1 部局監査

委託業務において、直近数年度における監査結果の傾向として指摘・意見が多いことからも、令和6年度は、これを重点監査項目に設定して監査を行った。過去の監査と同様に、監督員・検査員の任命がされていない事例や、再委託承認申請の承認・不承認の手続が行われていない事例が見受けられた。また、情報セキュリティに関する特記や仕様書に規定した書類の確認不足など、多くの不適正な事例が見受けられ、憂慮すべき状況である。これらは、受託者に対し、必要な管理・監督、指導が行われないことにつながり、確実な契約履行がされないおそれがある。不備の発生原因はどこにあるのか再検証し、的確に捉えた上で、有効な再発防止策を講じられたい。

個人情報の取扱いにおいて、受託者から個人情報・重要情報預り証が提出されていない事例や、市への作業責任者及び作業従事者の報告がない事例が見受けられた。個人情報を取り扱う業務の外部委託などに当たっては、事業者に対する指導や検査を再徹底する必要がある。個人情報保護責任者である所属長の下、個人情報の厳正かつ適切な取扱いを求める。

原符（領収書の控え）の取扱いにおいて、保管方法の不備が複数見受けられた。金銭授受の証拠となる重要な書類であることを再認識し、適切に取り扱われたい。

2 財政援助団体監査

財政援助団体の経理処理において、支出内容を証する書類が保管されていない事例が見受けられた。領収書等の支出を証する書類を保管することは経理処理の基本であり、適正に書類を整備されたい。また、団体規則で備えることとされている給貸与品台帳が整備されていない事例が見受けられた。紛失や転売など不適正な取扱いにつながらないよう、早急に台帳を整備し、適正に管理されたい。

団体を所管する所属は、団体において交付金が適正に管理・執行されるよう、団体が準備すべき分かりやすい会計ルールの再整備・周知に努められたい。

3 むすび

今回の監査において指摘した事例の多くは、手続の漏れや誤りといった事務処理の不備であり、過去にも同様の不備が発生している。これは、原因分析が表層的であり、過去の再発防止策が有効に機能していないことの表れである。例えば、マニュアルを見るためのマニュアル作りやチェックリストが増えることにより、チェック機能がかえって役割を果たさなくなっていると考えられる。再発防止に当たっては、原因分析を突き詰めて行い、リスクを認識することが重要である。その上で真に有効な対策を講じ、確実に実施することで、適正な事務が定着することを望む。また、指摘された部署以外にお

いても、本報告書を読み込むことで、指摘事項を共有し、同様の不備が発生するリスクがないかを検証し、未然防止に努められたい。

重点監査項目とした委託業務は、限られた資源の中で行政サービスの向上を図り、業務の効率化を進めるためにも有効である。しかしながら、過去の監査でも指摘したとおり、委託することで市の責任が回避されるわけではない。最終的な責任は、発注者である市にあるという認識が不足しているように思われる。この認識が改善されない限り、業務が受託者任せとなり、不適正な事務処理も減らないことが懸念される。所属長においては、所属内で正しい認識を徹底し、発注者として受託者へ適切な管理・監督、指導が行えるよう、OJT（職場での教育訓練）の機会を設けるなど、マネジメント力を発揮されたい。

最後に、令和6年度に本市の納税通知書などの印刷業務を受託している事業者において、ランサムウェアによる被害が発生し、多数の個人情報が流出したことが判明した。市民に影響を及ぼす重大な事件であり、誠に遺憾である。個人情報を多く取り扱う本市においても、同様の流出事案が発生しないよう、適切な方策を講じなければならない。部局長は危機感を持って指導力を発揮することを強く求める。

別記1 部局監査資料目録

- 1 令和5年度 組織及び決算額（歳出）説明資料
- 2 令和5年度 決算確認書
- 3 委託業務（工事関係委託を除く。）に関する調書
- 4 補助金等の交付に関する調書
- 5 公有財産及び借入財産等（土地）の状況に関する調書
- 6 公有財産及び借入財産等（建物）の状況に関する調書
- 7 備品現在高調書
- 8 その他財務事務の執行に係る関係書類
 - (1) 調定決定書、原符（領収書の控え）など収入事務関係
 - (2) 補助金関係書類など補助金等交付事務関係
 - (3) 契約書など委託業務関係
 - (4) 公有財産台帳、賃貸借及び使用貸借契約書など公有財産の管理関係
 - (5) 物品出納簿など物品の管理関係
- 9 その他必要な資料

別記2 財政援助団体監査資料目録

- 1 豊田市消防団条例
- 2 豊田市消防団規則
- 3 豊田市消防団組織図
- 4 令和5年度豊田市消防団幹部一覧
- 5 令和5年度豊田市消防団年間事業計画
- 6 豊田市消防団交付金交付要綱
- 7 令和5年度豊田市消防団交付金決算書
- 8 その他必要な資料